

# ごみの野焼きは 違法です



ダメ!



木の枝や雑草などの  
ごみの野焼き

ダメ!



ドラム缶・コンクリート  
などの簡易焼却炉

## ごみの野外焼却は法律\*で禁止されています

\*廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2

違反した場合、

**5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金  
(またはこの両方)が科せられます。**

市には、野外焼却による「においに悩んでいる」「煙で目やのどが痛い」といった苦情が多く寄せられます。野焼きは法律で禁止されており、周囲に煙やにおいなどの被害を与えるほか、火災の危険性もあります。

違反した場合、罰則もあるため、自分のためにも周囲の方のためにも、絶対にやめましょう。



木の枝や雑草などは、太さ5cm×長さ50cm以内に切り、燃やせるごみに出すかエコクリーンセンター南越(南越前町上野85-39)に持ち込んでください。

# ドラム缶、コンクリートブロックの焼却炉、家庭用小型焼却炉など基準を満たしていない焼却炉は使用できません！

ダメ!



焼却炉には法定基準があり、以下の基準を満たしていない焼却炉を使用することは違法です。

※市販されている焼却炉でも、基準を満たしていないものがあります。

- ・800°C以上で焼却でき、助燃装置と燃焼室内を測る温度計が付いていること
- ・燃焼に必要な量の空気の通風が行われること
- ・燃焼時に廃棄物を投入する場合、外気と遮断された状態で投入できること
- ・空気取り入れ口と煙突以外に、焼却炉内部と外気が接しないこと
- ・煙突から火炎や黒煙、焼却灰、未燃物が排出されないこと
- ・煙突以外から燃焼ガスが排出されないこと

## 例外として認められている焼却行為



法律により、例外として認められているもの焼却があります。しかし、例外として認められている行為であっても、近隣の迷惑とならないよう、配慮して行ってください。苦情があった場合は、作業内容の改善等をお願いすることがあります。

国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷の草焼きなど
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	防火訓練、災害時の木屑の焼却など
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼きなど
農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 ※	焼き畠など
たき火、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって、軽微なもの	キャンプファイヤーなど

※作物の苗や畑の雑草などを燃やす行為は、農業上やむを得ない焼却とは認められません。

## もみ殻の燻炭焼却は、周囲に配慮して行ってください

もみ殻の燻炭焼却は、農業上やむを得ない行為として認められていますが、市には、もみ殻焼却時の煙やにおいによる苦情が多く寄せられています。近隣の迷惑とならないよう、次のことを配慮して頂くようお願いします。

- ・稻わらやもみ殻などはむやみに焼却せず、田畠に漉きこむなどして活用する。
- ・白煙が出ないよう、よく乾燥させてから焼却する。
- ・予め近隣の方々の了解を得る、時間を決めるなど配慮をする。
- ・風の弱い日や、周囲の民家から離れた場所を選んで行う。

農業を営む方もそうでない方も、お互いが気持ちよく暮らせるよう、ご理解とご協力をお願い致します。

